

# 新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

県中小企業制度資金「緊急経済対策資金」

## 新型コロナウイルス対策特別資金

(新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けた中小企業者のための融資)

- ◆対象者 県内に事業所を有し、1年間以上継続して事業を行っている中小企業者のうち、新型コロナウイルス感染症の流行に起因して、事業活動に影響を受けた後、原則として
  - ①最近1か月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、
  - ②その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。

(売上高等の減少について、町長の認定が必要となります。)
- ◆融資限度 運転資金、設備資金8,000万円(併用時は8,000万円限度)
- ◆融資期間 10年以内(うち据置1年以内)
- ◆融資利率 固定 年1.5%以内
- ◆保証料率 必ず信用保証協会の保証付きとなります。  
年0.5%(責任共有制度対象外100%保証)
- ◆担保 審査により必要になる場合があります。
- ◆保証人 法人 原則として1名以上、個人 必要により(原則第三者保証は不要)
- ◆取扱期間 **取扱期間については県商工労働部経営金融課までお問い合わせください。**
- ◆申込み先 県内の金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金)  
※ 融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。

《問い合わせ先》

県庁 商工労働部 経営金融課

電話 024-521-7288 FAX 024-521-7931

ホームページ [福島県中小企業制度資金](#) で検索してください。

## 新型コロナウイルス対策特別資金保証料補助金

- ◆対象者 県が実施する「新型コロナウイルス対策特別資金」を利用し融資を受けた者
  - ◆補助金額 当該融資を受ける際に支払った保証料額(上限20万円)
  - ◆申込み先 町内の金融機関(銀行、信用金庫、信用組合)
- ※ 融資については、金融機関などの審査により決定されますので、金融機関にご相談ください。

《問い合わせ先》

町産業振興課 商工観光係

電話 0247-26-9113 FAX 0247-26-0360

ホームページ <http://www.town.ishikawa.fukushima.jp/info/corona5.html>